

飯塚市議会の議員の議員報酬の支給の特例に関する条例を次のように定める。

令和2年9月2日

提 出 者	飯塚市議会議員	道 祖	満
賛 成 者	飯塚市議会議員	古 本	俊 克
	〃	佐 藤	清 和

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項の規定に基づき、飯塚市議会の議員の議員報酬の支給の特例措置を講ずるため、本案を提出するものである。

飯塚市議会の議員の議員報酬の支給の特例に関する条例

飯塚市議会の議員の議員報酬は、飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(平成18年飯塚市条例第38号)第2条の規定にかかわらず、同条に規定する議員報酬の月額から100分の10に相当する額を減じて得た額を支給する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和3年9月30日限り、その効力を失う。